

# 2019年度 事業計画書

社会福祉法人松の木福祉会

## 1. 松の木福祉会本部運営

<法人理念>

◎社会福祉法人としての役割を果たし、地域とのふれあいや連携を図り地域に根ざした保育園運営を行う。

### (1) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会 5月
- ② 第2回理事会 6月
- ③ 第3回理事会 11月
- ④ 第4回理事会 3月

### (2) 評議員会開催

- ① 第1回評議員会 6月

## 2. まつの木保育園事業運営

<保育理念>

◎私たちは、豊かな愛情をもって接し、子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す。

<保育方針>

◎子どもの最善の利益が守られ、安心して過ごせる保育の中で、『心を育てる保育』『環境を考える保育』『食を大切にする保育』を中心に、子どもの思いを受け止め、子どもの気持ちに寄り添いながら子ども・保護者・地域が互いに支え合える保育園を目指す。

<保育目標>

- 【あ】明るく元気な子
- 【い】いきいきと活動する子
- 【う】嬉しく仲良く遊べる子
- 【え】笑顔で表情豊かな子
- 【お】思いやりのあるやさしい子

### (1) 園児数及びクラス配置

☆定員 120名 (4/1 予定)

クラス名 (年齢)	つくし組 (0歳児)	たんぽぽ組 (1歳児)	さくら組 (2歳児)	こすもす組 (3歳児)	ひまわり組 (4歳児)	でいご組 (5歳児)	計
本園(定員)			22名	24名	24名	18名	88名
分園(定員)	12名	20名					32名
現員(予定)	12名	18名	24名	24名	24名	22名	124名

### (2) 職員配置

園長 1名    主任保育士 1名    常勤保育士 22名    短時間保育士 3名  
看護師 1名    保育補助 2名    調理員 3名    事務員 1名    用務員 1名

### (3) 保育時間

標準保育：午前7時00分～午後6時00分

延長保育：午後6時00分～午後7時00分

保育短時間：①午前8時00分～午後4時00分

②午前8時30分～午後4時30分

② 午前9時00分～午後5時00分

延長保育：設定時間外は延長保育

### (4) 保育内容

◎保育所保育指針（厚生労働省告示第117号）に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供する。

子ども一人ひとりの心身の健やかな成長を目指して乳幼児の健康、心身の発達、情緒の安定を図り、それぞれの年齢の発達過程を理解し、個々の子どもの気持ちや思いを受け止めながら、生き生きと主体的に活動できるよう日々の保育を実践していきます。

◎年間行事計画（別紙）

◎特別活動

リトスポ・・・音楽や道具を使用し、楽しみながら運動遊びをする。

もじかず遊び・・・楽しく身につく4つの力のプログラムで知的好奇心や集中力を学ぶ。

### (5) 給食実施

- ・栄養士による栄養管理を実施し、献立表、給食だよりを毎月発行
- ・南部保健所へ栄養定期報告書
- ・毎日の給食を玄関に展示
- ・食物アレルギー児への除去食・代替食対応
- ・食育活動（クッキング、食べ方指導、栽培活動）
- ・分園への給食運搬
- ・延長保育（補食）

### (6) 健康管理

○子どもの健康管理

実施事項	実施時期	配慮・確認事項
視診	毎日（登園時）	家庭での様子を把握
検温	登園後、午睡前後、その他	平熱を把握しておく
身長・体重	月1回、各クラスで実施	記録を記入
内科健診	年2回、保育園で実施	新垣小児科医院 新垣 進先生
歯科健診	年2回、保育園で実施	ファミリー歯科クリニック 前川一彦先生
尿・蟯虫検査	年2回、業者へ提出	日本健康倶楽部

○職員の健康管理

実施事項	実施時期	配慮・確認事項
健康診断	年1回、一般検診	日本健康倶楽部（希望者人間ドック）
検便	調理担当→毎月	日本健康倶楽部

## (7) 安全管理

- 子どもたちに怪我のないように、遊具、設備の安全点検に努め、日常の保育のなかでは、交通道徳や避難訓練の意味を理解させながら、子どもたちの安全に万全を期したい。
- 園児傷害賠償保険加入
- 避難訓練→消火訓練を含む訓練（毎月1回）総合訓練・通報訓練（年2回）
- 地震・津波等の災害を想定した訓練を実施
- 消防設備点検→年2回
- 園舎警備→アルソック
- 調理室の点検→点検簿記入（毎日）
- 発生した事故の再発防止に努めると共に、ヒヤリハットの情報を収集・分析して、全職員で事故の未然防止に努める。

## 3. 保護者支援

### (1) 日常における支援

親切丁寧に日常的なやりとりを心がけ、信頼関係を築くことで、家庭と同じ方向を向き、子どもの育ちを援助する。

### (2) 関係機関との連携

発達支援や育児不安など、より専門的な支援が必要な家庭には、外部機関の紹介や連携を積極的に行い、子どもの健全な育ちと、育児に悩む保護者を援助する。

### (3) 地域子育て支援

糸満市子育て支援センターより交流保育協力。  
保育園見学者受け入れと園庭解放。

## 4. 特別保育事業の実施

### (1) 延長保育事業

### (2) 障がい児保育事業

## 5. 職員計画

- 園内研修の強化
- 園外研修への派遣（県内・県外）

## 6. 小学校との連携

- ・小学校との連携を図ることにより幼児の小学校への移行を円滑にする。
- ・保育園、小学校との相互の教育を理解する事により、発達や学びの連続性を図る。

## 7. 施設整備計画

- ・あそび場の整備
- ・屋内トイレの改修
- ・備品の確保

## 8. 要望・苦情への対応

- 意見、要望、苦情等に適切に対応するため、主任保育士を苦情受付窓口、園長を解決責任者に置き、苦情解決実施要項に基づき必要な措置を講ずる
- 苦情については、第三者委員に依頼し公平な対応を講じる。